

令和8年1月1日から運用開始!

林野火災注意報・警報

〈毎年〉1月1日～5月31日

林野火災注意報

少雨や乾燥により、林野火災の予防上、注意が必要な気象状況となつた場合に発令します。

林野火災警報

少雨や乾燥に加え、強風等により林野火災の予防上、危険な気象状況となつた場合に発令します。



火の使用制限について

林野火災注意報発令時には、以下の火を使う行為を控えてください。

林野火災警報発令時には、以下の火を使う行為は禁止です。

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

※「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象です。

(裸火とは、覆いや囲いがなく直接空気中にさらされている火のことを指します。)

※火の使用制限対象区域にあっては、宇部・山陽小野田消防組合管内全域になります。

発令時の周知方法

- ・宇部・山陽小野田消防組合ホームページ
- ・各消防署所にのぼり旗の設置
- ・消防車両による巡回広報

宇部・山陽小野田消防組合
ホームページ▶

